

議案第65号 交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」が施行されることに伴い、国が定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正が行われることから、本市条例も同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

乳児等通園支援事業者に対して以下の安全確保措置等を義務付ける。

- (1) 児童等対象業務従事者の犯罪事実確認
 - ・ 職員の性犯罪前科の確認（対象職員の範囲を決定）
 - ・ 職員募集時における性犯罪前科の確認
- (2) その他の必要な措置
 - ・ 職員に対して研修を実施
 - ・ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルールの策定・周知
 - ・ 相談窓口の設置・周知

項目（新設）	改正後
第14条の2 （児童対象性暴力等の防止）	乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

3. 施行日 令和8年12月25日

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

【議会基本条例第 10 条第 1 項関係】

条例改正の説明資料

令和 8 年 1 0 月定例会

議案の 件 名	議案第 6 5 号 交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及 び運営に関する基準を定めるもの。		他市（近隣市）においても、同様の改正が実施される予定。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等 のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）が令和 8 年 12 月 25 日 に施行されることに伴い、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準の一部改正が行われることから、本市条例も同様の改正を行う。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止 等のための措置に関する法律 令和 8 年 12 月 25 日施行 ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正 令和 8 年 12 月 25 日施行		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち			
			分野・方針	2. 幼児教育・保育			
			施 策	1. 幼児教育・保育施策の推進			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
				計画名称			
〈市民参加の状況〉		策定年度					
有 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和 8 年 12 月 25 日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		こども家庭部	こども園課	有 無	新旧対照表等		

交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 3 2 号）新旧対照表

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	